

子供のネットやスマホのトラブル相談は「こたエール」

都の調査によれば、ネット上のトラブルを受けて子供がとった対応で、最も多かったのは、「**がまんした**」でした

トラブルを受けての対応割合 (%)						
小学生 の回答	がまんした	家族に 相談した	学校・先生 に相談した	警察に 相談した	専門の相談窓 口に相談した	その他・ 無回答
	46.6	27.5	13.4	2.3	2.4	13.7

【令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査（東京都教育庁・令和5年6月）】

【令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査（東京都教育庁・令和5年6月）】

ネット上のトラブルは、「誤ってクリックしてしまった」「個人情報伝えてしまった。」など、本人の行動がトラブルの一因となっている場合もあり、**保護者や周囲の大人に相談しづらいこと**があります。

「こたエール」では、子供と一緒にトラブルの内容を整理して解決に向けた助言を行うとともに、必要に応じて、トラブルに遭ったことを保護者にも伝えるよう促しています。子供を家庭で見守るとともに、是非「こたエール」のことも教えてあげてください。

相談事例

子供にスマホを持たせていたが、ゲームばかりしているのでスマホを取り上げたところ、保護者の端末を使い、ゲームで高額課金をしていた。

※実際に寄せられた相談内容の一部を加筆修正するなど再構成しています。

相談は無料

秘密は守ります

ネット・スマホのなやみを解決

こたエール

保護者の方からの相談もOK

インターネットなやみゼロに
0120-1-78302

月～土曜日 15時～21時 ※祝日・年末年始を除く

24時間受付中！

友達登録、相談は
こちら！

月～土曜日 15時～21時 ※祝日・年末年始を除く

ホームページには多くの相談事例を掲載しています **こたエール** 検索 <https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

青少年のスマホ等の適正な利用のための「ファミリールール講座」

子供のネット・スマホ利用に伴うトラブル事例等を紹介する講義形式の講座や、トラブル事例について話し合ったり、家庭でのルール作りのポイントや親子のコミュニケーションを学んだりする、グループワーク形式の講座を実施しています。グループ単位でのお申込みを受け付けております。是非ご参加ください。

〈対象〉小中高生の保護者、地域のグループなど 〈時間〉1～2時間程度（※調整可）

〈場所〉学校、公民館など

〈健康〉無料（※講師の謝金、交通費も不要です。）

〈申込み・お問合せ〉ファミリールール事務局

（電話）03-4531-9460

（メール）info@e-rule.jp

（URL）<https://www.e-rule.metro.tokyo.lg.jp/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷物の紙へ
リサイクルできます。

【発行元】

東京都 生活文化スポーツ局 都民安全推進部 都民安全課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 TEL:03-5388-3169

（令和6年1月発行）

家庭で見守る 子供のネット・スマホ利用



スマホを
持たせたいけど、何に気を
付けたいの？

スマホを持たせる
タイミングは？

ゲーム機でもネットに
つながるって本当？

子供が安全安心にネット・スマホを利用するためには、保護者自身が**ネット・スマホの利便性と危険性**をよく理解し、子供に伝えていくことがとても重要です。

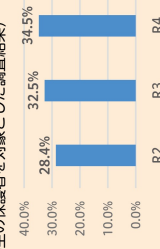
ぜひこのリーフレットを活用しながら、**子供のネット・スマホ利用を見守っていきましょう。**

ネット・スマホ利用者の低年齢化について

都が小学生の子供を持つ保護者に行った調査によれば、令和4年度のスマホの所有率は**約35%**で、令和2年度と比較すると**約6%**上昇しています。

また、スマホを持たせていなくても、ゲーム機等からネットを利用している場合があるほか、学校では、文部科学省の掲げる「GIGAスクール構想」の実現に向け、生徒一人に1台のタブレット端末等の貸与が進められています。

子供がネット・スマホを安全に利用していくためには、スタートが肝心です。スマホを持たせる時期は、各家庭の状況により異なりますが、使い方をしっかりと話し合い、子供がネット・スマホを安全安心に利用できる環境を整えましょう。



【都民における青少年のスマートフォン等の利用等に関する調査（東京都・令和5年3月）】

スマホはいつから持たせたいの？



子供がネット・スマホを安全に利用していくためには、スタートが肝心です。スマホを持たせる時期は、各家庭の状況により異なりますが、使い方をしっかりと話し合い、子供がネット・スマホを安全安心に利用できる環境を整えましょう。

子供にスマホを持たせ始めた時期は、「**中学校入学までに持たせた**」が**61.5%**であり、令和2年度以降、増加傾向にあります。【家庭における青少年のスマートフォン等の利用等に関する調査（東京都・令和5年3月）】

国の調査によれば、「**中学生までにインターネットを使い始めた子供ほど、インターネット上の危険・脅威への対応能力（リスク対応能力）が高い傾向にある。**」との結果が出ています。

このほか、低年齢からスマホを利用している子供の方が**フィルタリングを利用していない場合が多い**との結果も提示されています。【2022年度 青少年のインターネット・リテラシー指導等に係る調査結果（総務省・令和5年6月）】



東京都



東京都がお勧めする子供を守る2つの『柱』



安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ

子供がネット・スマホを正しく安全に利用するためには2つの『柱』が大切です。

- 1つ目は、子供が自らの意思で自分を律するように促す「教育」です。子供にネット・スマホの危険性を理解させ、ルール2つ目は、機器やアプリなどを利用して外側からコントロールする「機能の活用」です。フィルタリングなどのペアレン

教育のポイント

子供にスマホを持たせる場合のポイント

スマホを持たせる前に、保護者と一緒にネット利用を練習しましょう

- ・一緒に様々なサイトを見ながら、楽しい面だけでなく危険な面もあることを理解させる。
- ・文字による会話の伝え方やマナー等について理解させる。
- ・スマホが、いま本当に必要か、どのように使うかを話し合う。

スマホを持たせる際にはルールを設けましょう

- ・通話のみ、保護者とのメール利用のみにするなど、不特定多数とのやり取りを制限する。
 - ・利用する時間帯、1日の利用時間、使っている場所等を約束させる。
 - ・困ったときはすぐに保護者に相談するようにさせる。
- #### 子供の『力』を確認しましょう
- ・日頃からコミュニケーションを大切にし、利用状況を確認する。
 - ・子供の発達段階に合わせた使い方を親子で話し合う。



ルール作りの3つのポイント

①「小さく」「具体的に」で守りやすいルールにする

(例) 午後〇時以降は、スマホを保護者に渡します。

②子ども自身にルールを「宣言」させる

保護者が一方的に押し付けるのではなく、子供が納得できる理由を示し、家族みんなでルールを守る意識が必要です。

③ルールを二重構造にしておく

決めたルールを守れなかった場合のルール（メタルール）も、同時に決めておきます。

(例) 守れなかったら、1週間スマホを保護者に預かってもらい、その間は使えません。

決めたルールは「紙に書いて、目のつくところに貼っておく」ことも効果的です。
また、作ったルールが守られているかな？
としっかりと見守り、声掛けをしてください。



その他、気を付けたいポイント

- ・大人の使っていたスマホ等を子供に使わせることで、青少年には有害な情報が表示されてしまったり、ログイン情報等の履歴が端末に残っていて、課金が出てしまうなどのトラブルも起こっています。
- ・X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、TikTokといったSNSには利用規約で年齢制限（13歳以上）が設けられているものの、これを知らなかった保護者は約4割おり、小学生の約1割はこれらのSNSを使用していました。
【家庭における青少年のスマートフォン等の利用等に関する調査（東京都・令和5年3月）】
- ・YouTubeを13歳未満の子供が視聴するために保護者が子供のアカウントを作る必要があります。SNS等を利用させる場合は、しっかりと利用規約を確認しましょう。

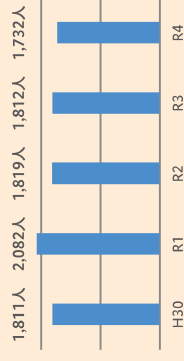
子供を守る機能の活用

SNSに起因する事犯の被害児童数は高水準で推移している

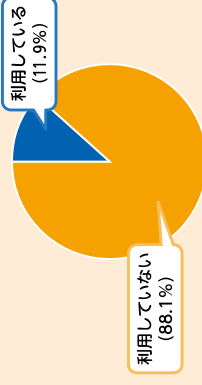
警察庁が行った調査によれば、令和4年のSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、昨年比で減っているものの、高水準となっています。

また、フィルタリングの設定の有無が判明している被害児童のうち、9割近くがフィルタリング未設定でした。子どもが安全安心な環境の中でネットを利用できるよう、フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールの必要性を話し合い、子供を守る機能を活用しましょう。

被害児童数の推移



被害児童のフィルタリング利用状況



【令和4年における少年非行及び子供の性被害の状況（警察庁・令和5年3月）】

子供の使用する端末にフィルタリングを設定することは保護者の責務です

フィルタリングは、子供をネット上の違法・有害情報との接触から守る手助けをする機能の1つです。また、スマホやゲーム機などにはフィルタリングのほか様々なペアレンタルコントロールの機能が備わっている場合もあります。子供が利用するスマホや、サイト・アプリなどに応じて必要を設定を行うとともに、なぜそのような機能が必要なのか話し合いましょう。

※子供（18歳未満）が使用するスマホを購入する際、販売店等は保護者等に対して、フィルタリングサービスを提供すること、また、その内容を説明することが義務付けられています。

ペアレンタルコントロールの機能例

ゲームソフトの購入	利用時間
クレジットカード等を用い、ゲームソフトの購入やアプリへ課金を制限できる。	利用する時間を制限できる。
他のユーザーとのコミュニケーション	ウェブサイトの閲覧
他のユーザーとのメッセージの交換等を制限できる。	有害なウェブサイトに接続しないように制限できる。

詳細は一般社団法人コンピュータエンターテインメント協会のホームページ(「啓蒙の取り組み」→「保護者の皆様へ」)